

岩見沢市地域福祉計画について

1. 地域福祉計画とは？

○市町村が、地域福祉を推進するために、地域の実情に応じて方向性を示し、必要とされる施策などを明らかにするもの。

○社会福祉協議会や地域住民及び福祉・保健等の関係団体や事業者、ボランティア団体等のさまざまな組織が、地域福祉推進に主体的に参加し、連携し、地域福祉をどのように推進していくかをまとめたもの。

○社会福祉法第107条に規定があり、作成は努力義務となっている。

・社会福祉法第107条(平成15年度より地域福祉計画策定規定の施行)

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

2. 地域福祉計画の策定により期待される効果

①地域の要望や課題が明らかになる

④各種ネットワークの形成や連携強化のきっかけになる

②住民・行政等の役割が明らかになる

⑤住民の地域福祉の理解が進む

③地域福祉活動・事業の推進につながる

⑥進捗状況や政策評価(進行管理)を行うようになる

(厚生労働省社会・援護局地域福祉課「市町村地域福祉計画策定状況等の調査」より)

3. 岩見沢市で地域福祉計画を策定する意義



地域のチカラを総動員して課題解決



岩見沢市民の
幸福



岩見沢市地域福祉計画に盛り込むべき内容

◇地域福祉計画に盛り込むべき内容

1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

- 目標の掲示(ニーズ調査、サービスの点検、緊急性や目標量の設定)
- 目標達成のための戦略
 - ・相談支援体制の整備
 - ・必要なサービスを利用できる仕組みの確立
 - ・サービスの評価等による利用者の選択の確保
 - ・サービス利用に結びついていない要支援者への対応
- 利用者の権利擁護(適切なサービス利用を支援する仕組み)

2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

- 多様なサービスの振興・参入促進及び公私協働の実現
- 福祉、保健、医療と生活関連他分野との連携方策

3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

- 地域住民、ボランティア団体、NPO法人等の活動への支援
- 住民等の関心喚起、意識の向上と主体的参加の促進
- 地域福祉を推進する人材の養成

通知により求められている内容

・要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認

日頃から要援護者の情報を適切に把握し、民生委員児童委員等の関係機関等との間で共有を図ることが、要援護者が安心して地域での生活を送ることができることにつながるものであることから、全ての市町村においては、この要援護者支援方策を踏まえた市町村地域福祉計画の策定が求められている。

なお、こうした取り組みが災害時などの緊急事態の際の迅速かつ的確な要援護支援にも資するものである。
(「市町村地域福祉計画の策定について」平成19年8月10日社援発第0810001号社会・援護局長通知)

・高齢者等の孤立の防止

全国各地でいわゆる高齢者の所在不明問題が発生し、地域社会のつながりの希薄化が改めて明らかになり、少子高齢社会における高齢者等の孤立が憂慮されるところである。

市町村地域福祉計画は、住民参加の地域福祉体制を構築し、高齢者等の孤立の防止にも対応可能な、地域住民が安心できる生活を継続するための地域づくりにも資するものである。

(「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉計画の策定及び見直し等について」平成22年8月13日社援地発第0813第1号社会・援護局地域福祉課長通知)

・生活困窮者自立支援方策について

生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)は、社会経済の構造的な変化等による生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえ、生活保護に至る前の生活困窮者への支援を抜本的に強化するものであり、この生活困窮者自立支援制度は、地域福祉を拡充し、まちづくりを進めていく上でも重要な施策であることから市町村地域福祉計画の中に位置づけて計画的に取り組むことが効果的である。

(「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉計画の策定について」平成26年3月27日社援0327発第13号社会・援護局長通知)

岩見沢市地域福祉計画の策定体制

◇地域福祉計画の策定体制について

○庁内連携会議(市役所内体制)…構成員:**19人**、開催回数:**5回** を予定

【◎委員長、○副委員長及び構成委員】

- ・◎健康福祉部長、○健康福祉推進担当次長、健康づくり推進担当次長、福祉課長、高齢介護課長、健康づくり推進課長、国保医療助成課長、保護課長、地域包括支援センター長
- ・市民連携室長、男女共同参画担当主幹、防災対策室長、企画室長、商工労政課長、都市計画課長、北村・栗沢支所保健福祉課長、指導室長、子ども課長

○地域福祉計画策定委員会(市役所外部体制)…構成員:**17人**、開催回数:**5回** を予定

【策定委員】

- ・学識経験者 3人、福祉関係団体・自治組織・その他市民団体等の代表者 11人、一般公募 3人

○事務局…健康福祉部福祉課総務グループ

○**策定体制**(「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉計画策定指針の在り方について(一人ひとりの地域住民への訴え)」平成14年1月28日社会保障審議会福祉部会報告書により求められている内容)

・地域福祉計画は老人福祉計画・介護保険事業計画、障害者計画、児童育成計画、その他の関連する計画との整合性を持ち、かつ、福祉・保健・医療及び生活関連分野との連携を確保して策定される必要がある。

・策定にあたっては、地域住民、学識経験者、福祉・保健医療関係者、民生委員児童委員、市町村職員が参加する「地域福祉計画策定委員会」のような策定組織を設置することが考えられる。

・また、「地域福祉計画策定委員会」は住民等が傍聴できる体制を採るなどの配慮を行い、住民等が計画策定に積極的に関わる機会を確保することが望ましい。

○**他自治体の策定体制の状況**(「社会福祉法に基づく地域福祉計画の策定・実施・評価における課題に関する調査研究事業」報告書(一般社団法人 全国介護者支援協議会)(以下、「厚労省補助による調査研究事業報告書」という。)より抜粋 ※平成24年度厚生労働省による補助事業)

- ・**計画策定委員会人数**…平均16.4人、最大54人、最少4人(回答数:644市町村)
- ・**事務局の設置人数**…平均2.9人、最大20人、最少1人(回答数:606市町村)
- ・**計画策定委員会設置期間**…平均12.9か月、最長66か月、最低1か月(回答数:644市町村)
- ・**計画策定委員会の開催回数**…平均4.6回、最大26回、最少1回(回答数:644市町村)

○**求められる人物像**(厚労省補助による調査研究事業報告書「調査結果からの提言」より抜粋)

- (1)調査力…①情報収集能力、②調査企画・実施力、③分析力
- (2)企画力…④構想力、⑤計画力、⑥実行力、⑦調整力、⑧開発力
- (3)コミュニケーション力…⑨情報発信力、⑩交渉力

岩見沢市地域福祉計画の位置づけ

新岩見沢市総合計画

岩見沢市保健福祉関連計画

岩見沢市健康増進計画

岩見沢市介護保険事業計画

岩見沢市高齢者保健福祉計画

岩見沢市障がい者福祉計画

岩見沢市障がい福祉計画

岩見沢市子ども・子育てプラン

岩見沢市地域福祉計画

連携

岩見沢市社会福祉協議会

その他の関連計画

男女

防災

産業

環境

教育

岩見沢市地域福祉計画の目次(イメージ)

◇目次

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨・目的
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画期間
- 4 策定体制

第2章 地域福祉をとりまく現状と課題

- 1 岩見沢市の概況
(人口、世帯、出生率、児童、障害者、要介護者、生活保護受給者 等)
- 2 岩見沢市民の意向
(アンケート結果の概要)
- 3 概況と市民意向から導かれる課題

第3章 計画の理念と目標

- 1 基本理念
- 2 計画目標
- 3 施策の体系

第4章 施策の展開

○第4章の構成の説明

※第3章「3 施策の体系」ごとに個別・具体的な事業を記載

第5章 計画の継続的な推進と評価

- 1 市民、事業者、行政による計画の推進
- 2 社会福祉協議会との連携による地域福祉の推進
- 3 計画の進捗状況の把握と評価
- 4 おわりに

資料編

- 1 計画策定の経過
- 2 岩見沢市地域福祉計画策定委員会
- 3 岩見沢市地域福祉計画庁内連携会議
- 4 地域福祉活動に関する市民意識調査の概要
- 5 用語解説

岩見沢市地域福祉計画のイメージ図

基本理念

8万総活躍地域（仮）

